

## 役員等報酬規程

## 役員等報酬規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人がじゅまる会の役員等の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第 2 条 本規程でいう役員等とは、理事・監事及び評議員をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

### (理事会の出席報酬等)

第 3 条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第 5 条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (評議員会の出席報酬等)

第 4 条 評議員が評議員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (理事の勤務報酬等)

第 5 条 理事長が法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払う事ができる。

2 理事が理事会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 3 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (監事の報酬等)

第 6 条 監事が理事会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 監事が理事会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 3 により報酬及び実費弁償費を支払う事ができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

- 第 7 条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表 4 により報酬及び旅費等を支給することができる。
- 2 旅費は実費を支給する。
  - 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
  - 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
  - 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務職員)

- 第 8 条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人業務に対し、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払う事ができる。

- 第 9 条 本規程の改正は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成 25 年 12 月 1 日より適用する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より適用する。

この規程は、平成 28 年 2 月 1 日より適用する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

## 役員報酬

別表 1 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償
理事会・評議員会出席報酬	10,000円	(県内) 5,000円以内 (県外) 実費

別表 2 (月額)

名 称	報 酬	実費弁償
理事長及び業務執行理事等の 業務報酬	200,000円 ~ 500,000円	実費

別表 3 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償
理事業務報酬	15,000円	(県内) 5,000円以内 (県外) 実費
監事・監査指導業務報酬	30,000円	

別表 4 (日額)

旅 費・宿泊費	報 酬	そ の 他
実 費	15,000円	実 費